

監査事務所検査における 最近の指摘事例について

～「監査事務所検査結果事例集(令和4事務年度版)」のポイント～

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課 課長補佐 花上 康孝 (はなうえ やすたか)

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月の発足以降、公益の確保及び投資者保護の観点から、我が国における監査の品質の確保・向上のために監査事務所（監査法人又は公認会計士）に対する検査を実施してきた。

審査会検査における指摘事例や評価できる取組については、審査会としての監査の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場関係者に対する参考情報を提供することを目的に、「監査事務所検査結果事例集」として年次で取りまとめ、公表している。

去る7月15日に公表した、令和4事務年度版の監査事務所検査結果事例集（以下「本事例集」という。）では、最新の指摘事例に入れ替えるとともに、令和3年3月期決算に係る財務諸表監査から、上場会社等の監査報告書への記載が求められることとなった、「監査上の主要な検討事項（以下「KAM」という。）」の項目

等を追加しているほか、特に中小規模監査事務所における改善に資するよう評価できる取組の事例を充実させている。

なお、審査会のモニタリング活動を通じて入手した情報は、「令和4年版モニタリングレポート」として取りまとめ、本事例集と併せて審査会ウェブサイトに掲載しているため、参照されたい。

本事例集の概要

本事例集は、「**I. 業務管理態勢編（根本原因の究明）**」、「**II. 品質管理態勢編**」、「**III. 個別監査業務編**」及び「**IV. その他**」の4項目から構成されており、**I.**から**III.**の各項目については、監査事務所はその規模（人員、業務数等）によって運営状況が大きく異なることから、監査事務所の規模別に記載している。

「**I. 業務管理態勢編（根本原因の究明）**」では、「品質管理基準等の改訂への対応」を新たに追加し、概要を記載している。「**III. 個別監査業務編**」では、監査の品質向上に向けた監査手続の検討をより効果的に実施できるように、「監査業務の実施」において、数多く指摘されている

項目に係る根拠規定及び留意点の一覧を掲載している。また、過年度から継続して指摘されている事例や指摘の多い事例については、事例の文頭に「頻発」の印を付すこととしている。

本稿では、紙幅の関係から各項目のポイントを紹介するが、文中のコメント部分においては、筆者の私見が含まれていることを申し添える。

(注)「大手監査法人」は、上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上のいわゆる4大監査法人を指す。「準大手監査法人」は、4大監査法人に準ずる規模の5法人を指す。「中小規模監査事務所」は、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所を指す。

I. 業務管理態勢編(根本原因の究明)

1. 根本原因の究明

検査において検証する範囲は限定的であるため、検査で発見された不備と根本原因を同じくする未発見の不備が、検証されていない部分に存在する可能性は高い。また、不備発生の直接的な原因のみを考慮して個々の改善策を実施したとしても、その効果は一時的なものとなり、再度同様の不備が発生することとなる。もちろん、喫緊に改善を要する場合もあるが、対症療法的な改善策に終始している場合には、改善策が累積し、監査現場に負担をかけ、かえって効果的・効率的な監査業務の妨げとなる場合も少なくない。

したがって、各監査事務所においては、不備の根本原因の究明の重要性を認識し、本質的な品質管理の向上に努める必要がある。

根本原因の究明においては、まず、個々の不備に係る直接的な原因を的確に把握することが重要である。その際、不備発生の直接的な原因を、監査実施者個人の知識や意識、経験だけに帰するのではなく、監査チームの状況や被監査会社の業況等も十分に理解した上で把握する必要がある。なお、直接的な原因には、個々の不備に対して識別される「固有の原因」と、識別した固有の原因が複数の不備に共通する「共通原因」があり、共通原因が生じた原因を更に検討することで根本原因の究明につながることが多い。

2. 根本原因の究明に係る事例

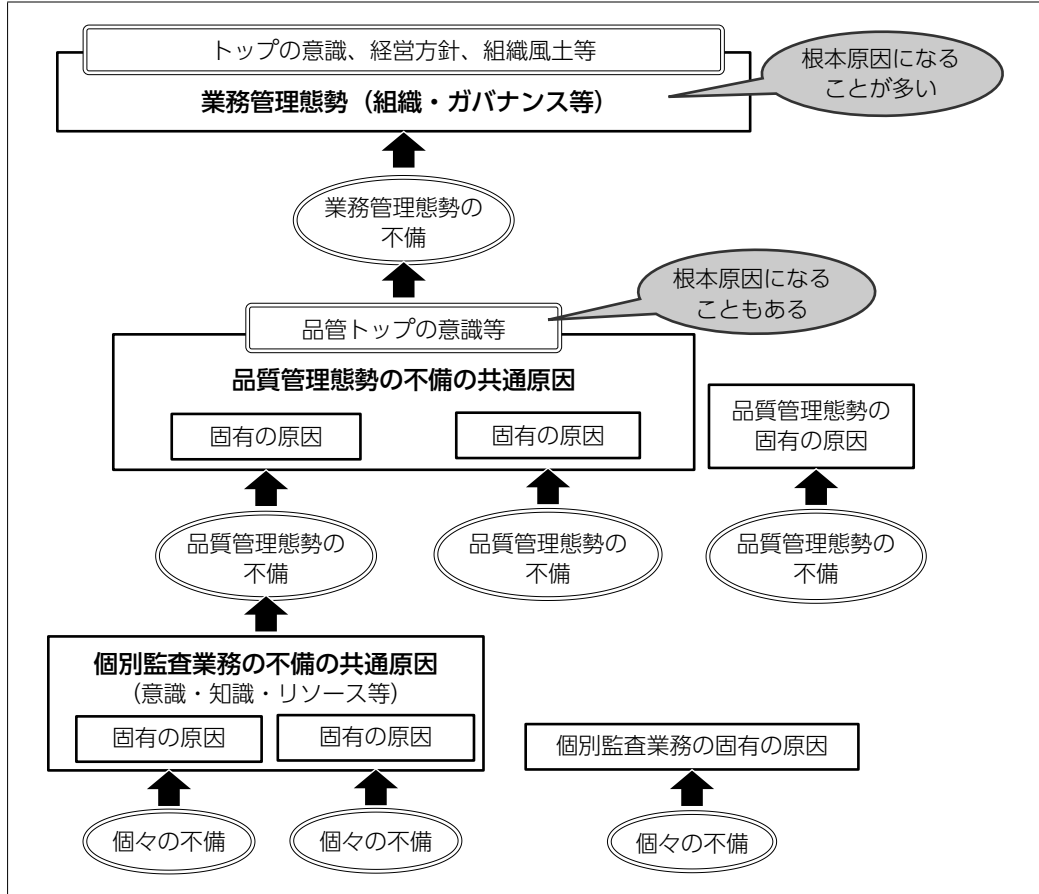
これまでの検査において、不備の根本原因として挙げられる問題点は、トップの意識や経営方針、ガバナンス態勢、組織風土といった業務管理態勢に係るものであることが多いため、監査事務所においては、業務管理態勢の実効性には特に留意する必要がある。なお、品質管理担当責任者の意識など、品質管理態勢に係るものが根本原因となることもある(図表1参照)。

根本原因の究明の事例には次のようなものがある。

〈大手監査法人における事例〉

当監査法人においては、検証対象とした個別監査業務の一部に、重要な不備を含む複数の不備が認められた。

図表1 不備と根本原因の究明（参考イメージ）



これらの不備の直接的な原因は、業務執行社員が、企業環境の理解、過去の監査経験等から、相対的にリスクが低いと判断した領域等について、リスクに応じた深度ある監査対応を行う必要性を認識していなかったことに加え、監査補助者においても被監査会社からの説明に対する批判的な検討や不正リスクに対する深度ある検討を実施する意識が不足していることにあった。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、当監査法人は重要な虚偽表示リスクが特に高いと考えられる領域以外の領域について、適切に監査上

の検討・対応を図ることを十分に監査現場へ浸透させていないという根本原因が認められた。

〈準大手監査法人における事例〉

当監査法人においては、検証対象とした個別監査業務の一部に、重要な不備を含む複数の不備が認められた。

これらの不備の直接的な原因は、監査における前年踏襲の意識や経営者の主張を批判的に検討する職業的懐疑心の不足などにあった。また、品質管理担当部門の人員や関与度合いが監査業務の拡大に比較して十分でないことから不備を検

出・是正できていないことを、品質管理担当責任者が認識していない、といった品質管理態勢に係る不備も認められた。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者は、業容を拡大させている中、本部組織が人員配置の十分性を検討できていない状況を把握しておらず、本部組織の機能強化や品質管理態勢の改善は、本部の各責任者に任せておけば適切に実施されると考えているなど、品質管理態勢の十分性や実効性を最高経営責任者が自ら検証する意識が不足しているという業務管理態勢に根本原因が認められた。

〈中小規模監査事務所における事例〉

当監査事務所は、小規模であるにもかかわらず、設立以来、監査事業部を2つの部により構成し、各部の監査業務、財務及び人事を独立して管理しており、各部の独立性を優先する組織風土が醸成されている。こうした状況の中、当監査事務所においては、品質管理態勢に重要な不備を含む複数の不備が認められ、また、検証対象とした個別監査業務においても重要な不備を含む多数の不備が認められた。これらの不備は、業務執行社員及び監査補助者が監査の基準の求める水準を十分に理解しておらず、職業的懐疑心が不足していることや、監査補助者に監査品質の維持及び向上に対する意識が不足しているといった、個別監査業務の不備の共通原因が認められた。また、この個別監査業務の不備の共通原因は、最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、同種の不備の発生を防止するための

深度ある原因分析の水準を理解していないことや、業務執行社員及び監査補助者を過度に信頼しているといった品質管理態勢の不備の共通原因によるものであった。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、自らを含む全ての監査実施者に現行の監査の趣旨や、基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足していることを認識していないことに加え、設立以来継続している現行の組織体制で問題ないと考え、一体的な業務運営の必要性や常勤の監査補助者の充実などの組織的な監査実施態勢の構築の必要性を認識していないといった業務管理態勢に根本原因が認められた。

Ⅱ. 品質管理態勢編

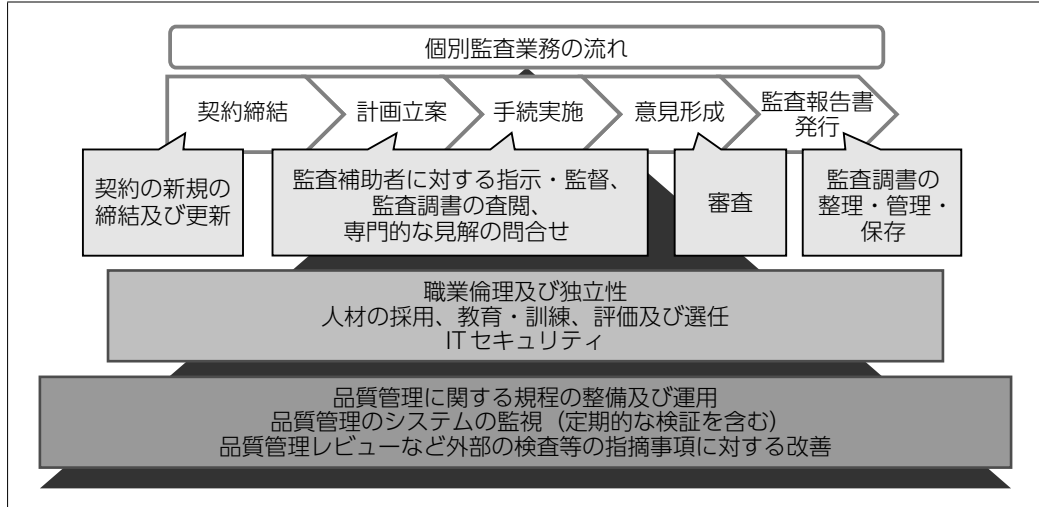
1. 監査事務所の品質管理態勢

審査会検査では、品質管理態勢の維持・向上のため、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が、監査事務所の規模や特性に応じたものになっているかについて検証している。

監査事務所の品質管理のシステムは、大手監査法人から中小規模監査事務所まで、様々な形での対応がみられる。検出された不備も各監査事務所の規模や特性を反映したものが多くみられている。

また、品質管理態勢には、個別監査業務の過程に関するものと、個別監査業務の過程以外に関するものがある。個別監査業務の過程に関するものとしては、契

図表2 品質管理態勢と個別監査業務の関係（参考イメージ）



約リスクの評価、業務執行社員による監督や監査調書の査閲、専門的な見解の問合せ、審査などがある。個別監査業務の過程以外に関するものとしては、職業倫理及び独立性、人材の採用、教育・訓練などがある（図表2参照）。

品質管理態勢の不備及び評価できる取組事例には次のようなものがある。

〈大手監査法人における事例〉

▶ 業務執行社員は、企業及び企業環境の理解、過去の監査経験等から、相対的にリスクが低いと判断した領域などについては、想定した結論と監査調書の結論が一致していればよいと考えたことに加え、監査補助者を過度に信頼していたことから、適切な指示・監督及び査閲を実施していない。

〈準大手監査法人及び中小規模監査事務所における事例〉

▶ 当監査事務所は、監査業務の引継において、経営者の誠実性について特段の問題はないとの認識を後任監査人に伝達している。しかしながら、当監査事務所の監査責任者は、監査契約の解除に関する監査事務所内部の承認手続において作成した契約解除申請書では、経営者の誠実性について重大な問題がある旨の説明を行っており、後任の監査人への引継に際し、経営者の誠実性に関する自己の認識を正しく伝達していない。また、当監査事務所の品質管理部は、監査業務の引継の議事録と契約解除申請書との齟齬を把握するための手続を整備していない。

〈評価できる取組〉

▶ 審査会検査及び品質管理レビューにおける指摘事項を周知する研修にお

いて、監査調書の内容を可能な範囲で示すことで、監査実施者に対して、指摘の対象となった箇所や、改善が求められる箇所を具体的に周知している。

- ▶ 監査調書の記載方法に関するガイドランスを提供することで、監査実施者に対して、個別監査業務において実施すべき監査手続の水準や、監査実施者が判断した結論及びその判断根拠等の監査調書への記載のあり方について周知している。

全ての監査事務所において、品質管理のシステムの本来の目的である監査業務の品質の合理的な確保という観点を十分に認識した上で、品質管理のシステムが個別監査業務に対して有効に機能するよう、当該システムを効果的かつ効率的に整備・運用することが求められる。各監査事務所の最高経営責任者や品質管理担当責任者は、自らの監査事務所の規模や特性に応じ適切な品質管理のシステムの態勢を構築し、また、必要に応じて見直すなど、適切に維持していく必要がある。

2. 監査役等との連携

会計監査人と監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）との連携の必要性・重要性については、企業による不正な財務報告事例の発生を受けて、近時改めて強調されており、監査基準においては、「監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない」とされている。会計監査人は監査役等に対し、監査計画の策定から

監査手続の実施、監査意見形成の各段階における情報共有を通じて監査の実効性の向上を図るほか、審査会検査や日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果を踏まえた監査の品質管理上の問題点についても意見交換するなどして、両者間の連携を積極的に推進する必要がある。

なお、令和3年3月期決算から、監査報告書への記載が求められることとなったKAMについては、会計監査人が監査役等と協議した事項の中から決定することとされており、監査人と監査役等との深度あるコミュニケーションの重要性は一層増している。

監査人と監査役等がコミュニケーションを行う事項等については、監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」や同報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に定められているので、これらの基準を理解することにも留意する必要がある。

会計監査人と監査役等との連携の必要性については、関係者の間に浸透してきており、連携の深度に差こそあるものの、定期的なコミュニケーションが図られている状況が認められる。一方で、次の事例のとおり、十分なコミュニケーションを行っていない監査事務所もみられる。

- ▶ 監査チームは、被監査会社の監査役会に対し、特別な検討を必要とするリスクへの監査人の対応、内部監査人の作業の利用計画などに関する報告を行っておらず、監査役会とのコ

コミュニケーションを十分に実施していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

- ▶ 監査チームは、監査事務所が被監査会社及び被監査会社が支配する構成単位に対して提供した監査及び監査以外の業務の報酬金額について、書面により被監査会社の監査役会に伝達していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

Ⅲ. 個別監査業務編

審査会検査における個別監査業務での不備事例は、監査計画の策定から監査意見の形成に至るまで、広範な領域にわたってみられる。ここでは、監査役等の関心が高いと思われる、「財務諸表監査における不正」、「関連当事者」及び「財務報告に係る内部統制の監査」についての事例を取り上げるほか、本事例集より追加した「KAM」についての事例を取り上げる。

なお、本事例集では、これまで数多く指摘されてきた項目の事例をより強調して注意を促す観点から、個別監査業務において検出される不備に関し、数多く指摘されている項目に係る根拠規定及び関連する留意点を整理している（**図表3**参照）。

1. 財務諸表監査における不正

財務諸表監査における不正リスクへの対応に係る不備としては、次の事例のように、収益認識における不正リスクの識別と評価が適切に実施されていない事例

や、識別した不正リスクに対応した手続を実施していない事例などがみられている。

- ▶ 室内装飾品の卸売業を営んでいる被監査会社について、監査チームは、雑口座や新規口座を利用して行われた注文に基づかない取引について、不正な売上を計上するリスクを識別している。しかしながら、監査チームは、期末日の前後10営業日が、一般的に押込販売が行われやすいことを前提として、当該期間における取引を母集団としているが、被監査会社の不正リスクの発生可能性に照らして、当該期間が適切であるかについて検討していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】
- ▶ 監査チームは、遊技機等売上高に不正リスクを識別し、不正シナリオとして、営業担当者による注文書等の証憑書類の偽造及び自社で確保した倉庫への製品移動を用いた出荷偽装による、売上高の架空計上及び前倒計上を想定している。こうした中、監査チームは、上記不正リスクへの対応手続として仕訳テストを実施した際、製品売上高に係る年間の仕訳の全てについて、仕訳データ上で、相手勘定が売掛金であることなどを確認し、遊技機等売上高について、不正による重要な虚偽表示はないものと結論付けている。しかしながら、監査チームは、仕訳データ上の検証のみでは、証憑書類の偽造や出荷偽装を検出できる可能性が低いことを考慮しておらず、識別した不正リス

クに対応したリスク対応手続を立案・実施していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在していないかを判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施し、十分かつ適切な監査証拠を入手する必要がある。また、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合には、リスク評価及び立案したリスク対応手続を修正し、想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を実施しなければならないことに留意が必要である。

2. 関連当事者

関連当事者に係る不備としては、関連当事者との関係及び取引を網羅的に検討していない事例などがみられている。

- ▶ 監査チームは、関連当事者及び関連当事者との取引の有無の検討において、被監査会社への質問及び各種議事録の閲覧を通じて、被監査会社や監査チームが認識していない関連当事者がいないことを確認したとしている。しかしながら、監査チームは、経営者が構築した内部統制を理解しないまま、質問に対する回答内容を評価しており、関連当事者及び関連当事者との取引の網羅性に関し、十分なリスク評価手続を実施していない。また、監査チームは、被監査会社が、関連当事者が存在することだけを回答している状況におい

て、関連当事者の名称や被監査会社との関係を具体的に確認しておらず、関連当事者の網羅性に関し、十分かつ適切な監査証拠を入手していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

関連当事者との取引は、第三者との取引よりも財務諸表の重要な虚偽表示リスクが高くなる場合がある。したがって、監査チームは、監査手続を実施する前提として、被監査会社の関連当事者及び関連当事者との関係を網羅的に理解するとともに、企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引については、単に開示が行われているかだけでなく、事業上の合理性又はその欠如が不正な財務報告を行うために行われた可能性を示唆するものかどうか、取引条件が経営者の説明と整合しているか等について慎重に検討する必要がある。

3. 財務報告に係る内部統制の監査

内部統制の監査に関する不備としては、内部統制の評価範囲の検討が不十分な事例や、内部統制の運用状況を適切に評価していない事例などがみられている。

- ▶ 監査チームは、被監査会社の海外子会社の収益認識について、特別な検討を必要とするリスクを識別しているが、同社の販売プロセスについて、被監査会社が内部統制の評価対象にしないことに合理的な理由があるかどうか検討していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】
- ▶ 監査チームは、マンション管理事業に係る売上に関連する業務プロセス

の内部統制の運用評価手続として、抽出したサンプルについて検印表との突合を実施しているものの、当該資料には日付情報がない中で、金額に関する突合のみを実施し、計上時期の妥当性を確認しておらず、内部統制の運用状況を適切に評価していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

- ▶ 監査チームは、被監査会社の各種引当金や税金・税効果などの個別に評価を行う決算・財務報告プロセスや自動仕訳などの業務プロセスに係るIT業務処理統制に対する監査手続を、会社法監査報告書日後、金融商品取引法監査報告書日前に実施していることから、会社法監査に係る監査意見を表明するための十分かつ適切な監査証拠を入手していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

監査人は、効果的かつ効率的な監査の観点から、監査上の重要性を勘案しつつ、経営者による内部統制の整備及び運用状況並びに評価結果を十分理解し、財務諸表監査と内部統制監査を一体的に実施することが求められている。

その一方で、金融商品取引法上の内部統制報告制度は、経営者が財務報告に係る内部統制を評価した結果に基づき報告書を作成し、当該報告書に対し監査を受けることをもってディスクロージャーの信頼性を確保することが目的であることから、監査人には、被監査会社の規模や組織構造等の特徴を踏まえた内部統制の構築に関して指導的機能を発揮することが求められている。

このような要請に応えるべく、監査人は、内部統制の評価範囲の妥当性、内部統制の評価の検討方法及び発見した不備の程度の評価等に対して画一的・形式的に手続を実施するのではなく、必要とされる監査手続の時期・範囲・適切性等について改めて検討する必要があることに留意しなければならない。

4. 監査上の主要な検討事項 (KAM)

KAMに関する不備としては、KAMに関連する財務諸表における注記事項への参照が不適切である事例や、KAMに記載した監査上の対応のうち、一部の実証手続や内部統制の整備・運用状況の評価手続を実施していない事例などがみられた。

- ▶ 監査チームは、連結財務諸表監査におけるKAMの検討において、被監査会社の個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性を対象とすると決定した。しかしながら、監査チームは、連結財務諸表上の税効果会計に関する注記を参照させた上で、連結財務諸表上の繰延税金資産の金額を記載しており、当該KAMの対象とした繰延税金資産の範囲を明示することなく、繰延税金資産全般の回収可能性に係る検討がKAMの対象となっているかのような記載を行っており、連結財務諸表上のKAMの内容及び決定理由に係る記載の適切性について十分に検討していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】
- ▶ 監査チームは、被監査会社に提出し

た監査報告書において、工事進行基準の適用による工事収益の認識をKAMとした上で、工事収益総額に対する契約書等の閲覧や工事原価総額の見積りに対する工事の進捗状況の確認及び証憑突合等の監査上の対応を実施した旨を記載している。しかしながら、監査チームは、上記手続のうち、工事原価総額の見積りに対して工事の進捗状況の確認を実施していないにもかかわらず、当該手続を実施した旨を記載している。

【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

KAMの報告の目的は、実施された監査に関する透明性を高めることにより、監査報告書の情報手段としての価値を向上させることにある。また、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項を理解するのに役立つ追加的な情報が提供され、監査の透明性を高めることができる。そのため、監査人には、KAMの報告の目的を十分に理解した上で、適切な対応が求められる。

監査チームは、KAMを決定する際には、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的なコミュニケーションを行うこ

とが求められる。また、監査報告書に記載される「KAMの内容及び決定理由」には、KAMの対象となっている領域や金額を特定することにより、企業の特定の状態に直接関連付けた記載とすることに留意が必要である。

おわりに

被監査会社におかれては、資本市場に対して適正な財務情報を提供する責任があることを認識していただくとともに、監査報告書にKAMの記載が求められていることも踏まえ、適切かつ実効的な会計監査が行われるよう、会計監査人とのコミュニケーションをこれまで以上に積極的に行っていただければと考えている。

なお、審査会が実施した検査の結果については、監査事務所に対して書面を交付して通知しており、また、監査事務所はその内容等を被監査会社の監査役等に伝達することが求められていることから、こうした審査会の検査結果も有効に活用していただき、監査事務所とコミュニケーションを深めていただければ幸いです（本事例集の「**Ⅳ. その他 検査結果の通知**」を参照）。

図表3 監査業務の実施において数多く指摘されている項目に係る根拠規定及び関連する留意点

| 項目 | 指摘の根拠となることが多い規定 | 関連する留意点 |
|-----------------------|---|--|
| 1. 財務諸表監査における不正 | 監査基準委員会報告書 240 第25・29・31項 | <ul style="list-style-type: none"> 特にリスクが高いと判断した部分に安易に不正リスクを限定していないか。 想定した不正リスクに適合する監査手続を立案・実施しているか。 重要な取引の事業上の合理性を検討する際、関連する一連の取引の全体像を評価し検討しているか。 |
| 2. リスク評価及び評価したリスクへの対応 | 監査基準委員会報告書 330 第5・17項 | <ul style="list-style-type: none"> 評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案しているか。 評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要な取引種類、勘定残高、注記事項について、実証手続を立案し実施しているか。 |
| 3. 監査証拠 | 監査基準委員会報告書 500 第7・8・9項、同520第4項、同530第6・7項、同550第12・13項、同570第15項 | <ul style="list-style-type: none"> 経営者の利用する専門家の適性、能力及び客観性を評価するとともに、当該専門家の業務の適切性を検討しているか。 被監査会社が作成した資料の信頼性を検討しているか。 分析の実証手続の実施に際し、データの信頼性、推定値の精度、監査上許容できる差異の金額を超える差異の内容を検討しているか。 監査サンプリングの実施に際し、サンプルの抽出方法やサンプル数の妥当性を検討しているか。 特定項目抽出による試査を実施した場合に、母集団の残余部分に関し、十分かつ適切な監査証拠を入手しているか。 関連当事者との関係及び関連当事者との取引を網羅的に識別しているか。 |
| 4. 会計上の見積りの監査 | 監査基準委員会報告書 540 第8・12・14項 同500第8項 | <ul style="list-style-type: none"> 前年度の会計上の見積りの検討を実施しているか。 棚卸資産の評価ルールや固定資産の減損に係るグルーピングなど、被監査会社が設定したルールの妥当性を検討しているか。 会計上の見積りに際し、被監査会社が作成した資料の信頼性を検討しているか。 事業計画の達成可能性など、被監査会社の主張について、具体的な裏付けに基づいた検討を行っているか。 |
| 5. グループ監査 | 監査基準委員会報告書 600 第8・30・41項 | <ul style="list-style-type: none"> 個別の財務的重要性を判定する際に使用する財務指標について、グループの性質及び状況に応じて、複数の指標を考慮しているか。 構成単位の監査人が実施する作業に適切に関与しているか。 構成単位の監査人が実施した作業の妥当性を評価しているか。 |
| 6. 専門家の業務の利用 | 監査基準委員会報告書 620 第8項 | <ul style="list-style-type: none"> 専門家の適性、能力及び客観性を評価しているか。 |
| 7. 財務報告に係る内部統制の監査 | 監査基準委員会報告書 265 第6項 監査・保証実務委員会報告 第82号第44・100・112項 | <ul style="list-style-type: none"> 被監査会社の置かれた環境や事業の特性等を踏まえて、経営者による内部統制の評価範囲の妥当性を検討しているか。 財務諸表監査におけるリスク評価と、経営者による内部統制の評価範囲の整合性を検討しているか。 財務諸表監査の過程で虚偽表示を発見した場合、内部統制監査へ及ぼす影響を検討しているか。 |
| 8. 監査上の主要な検討事項 (KAM) | 監査基準委員会報告書 701 第12項 | <ul style="list-style-type: none"> KAMの内容及びKAMに決定した理由に係る記載の適切性を検討しているか。 KAMに対する監査上の対応として実施した監査手続の内容を適切に記載しているか。 |